

議案第 12 号

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例

清水町個人情報保護条例（平成 14 年清水町条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。